

大磯町まちづくり条例施行規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略            第1章 総則            第1条～第5条 省略            (特定建築物)            第6条 条例第5条第10号の規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。            (1) マージャン屋            (2) ボーリング場、水泳場その他これらに類する施設            (3) 劇場、映画館その他これらに類する施設            (4) 工場            (5) 倉庫業を営む倉庫            (6) 葬祭場等            第7条 省略            第2章 公聴会            第8条～第20条 省略            第3章 まちづくり審議会            第21条～第26条の2 省略            第4章 自治及び協働によるまちづくり            第27条～第32条 省略            第5章 秩序あるまちづくり            第33条～第36条 省略            第6章 協調によるまちづくり            第37条～第56条 省略            第7章 開発事業の基準            第57条・第58条 省略            (安全で快適な生活の確保に関する事項)            第59条 条例第44条第1項第3号に規定する安全で快適な生活の確保に関する事項は、次に定めるところによる。</p>	<p>目次 省略            第1章 総則            第1条～第5条 省略            (特定建築物)            第6条 条例第5条第10号の規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。            (1) マージャン屋            (2) ボーリング場、水泳場その他これらに類する施設            (3) 劇場、映画館その他これらに類する施設            (4) 工場            (5) 倉庫業を営む倉庫            第7条 省略            第2章 公聴会            第8条～第20条 省略            第3章 まちづくり審議会            第21条～第26条の2 省略            第4章 自治及び協働によるまちづくり            第27条～第32条 省略            第5章 秩序あるまちづくり            第33条～第36条 省略            第6章 協調によるまちづくり            第37条～第56条 省略            第7章 開発事業の基準            第57条・第58条 省略            (安全で快適な生活の確保に関する事項)            第59条 条例第44条第1項第3号に規定する安全で快適な生活の確保に関する事項は、次に定めるところによる。</p>

改正案

(1) 駐車施設等

事業者は、開発事業区域内での駐車場及び駐輪場の確保については、次の表（第6条第6号に規定する葬祭場等の開発事業区域内の駐車場にあっては、別表第1の2）の定めるところによるものとする。ただし、寮、寄宿舍その他これらに類するものについては、町長と協議し、やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

区分	駐車・駐輪施設の確保の基準	
集合住宅	駐車場	計画戸数の50パーセント以上
	駐輪場	計画戸数の150パーセント以上
商業施設等	駐車場	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づく環境指針を満たすこと。
	駐輪場	売場等面積25平方メートル当たり1台以上。ただし、売場等面積5,000平方メートルを超える部分は、当該超える売場等面積50平方メートル当たり1台以上とする。
上記以外の建築物	駐車場	区域内に必要な自動車駐車を確保すること。
	駐輪場	区域内に必要な自転車駐車を確保すること。

(2)～(4) 省略

(5) 葬祭場等

事業者は、第6条第6号に規定する葬祭場等の建築等をするときは、別表第1の2に定める基準に適合させなければならない。

第60条～第66条 省略

第8章 開発事業に係る紛争調整

第67条～第81条 省略

第9章 雑則

第82条～第87条 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

現行

(1) 駐車施設等

事業者は、開発事業区域内での駐車場及び駐輪場の確保については、次の表の定めるところによるものとする。ただし、寮、寄宿舍その他これらに類するものについては、町長と協議し、やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

区分	駐車・駐輪施設の確保の基準	
集合住宅	駐車場	計画戸数の50パーセント以上
	駐輪場	計画戸数の150パーセント以上
商業施設等	駐車場	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づく環境指針を満たすこと。
	駐輪場	売場等面積25平方メートル当たり1台以上。ただし、売場等面積5,000平方メートルを超える部分は、当該超える売場等面積50平方メートル当たり1台以上とする。
上記以外の建築物	駐車場	区域内に必要な自動車駐車を確保すること。
	駐輪場	区域内に必要な自転車駐車を確保すること。

(2)～(4) 省略

第60条～第66条 省略

第8章 開発事業に係る紛争調整

第67条～第81条 省略

第9章 雑則

第82条～第87条 省略

改正案

現行

別表第1の2（第6条、第59条関係）

葬祭場等の基準

種別	基準
設置の計画上の措置	<p>(1) 敷地は、原則として有効幅員6メートル以上の道路（開発事業区域が接する前面道路で、車両が2方向以上に有効に分散できる国又は地方公共団体が管理する他の幅員6メートル以上の道路に接続するまでの区間をいう。）に接することとし、出入口を除く道路に接する部分に沿って中木又は高木による緑化に努めること。</p> <p>(2) 自動車駐車場は、原則として葬祭場等の用に供する部分の延べ面積100平方メートル当たり2台以上（当該台数が10台未満になる場合は、10台以上）を当該建築物の敷地内に確保すること。ただし、遺体保管所及びエンバーミング施設においては、5台以上とする。</p> <p>(3) 自動車の転回を要する場合は、原則として敷地内に自動車駐車場を兼ねることない有効な広場等を確保すること。</p> <p>(4) 隣地境界線から葬祭場等（敷地内の工作物を含む。）の外壁等（外壁に代わる柱の面並びにバルコニー、ベランダ、出窓及び戸袋を含む。工作物にあっては、これらに相当する外壁を含む。）までの距離は4メートル以上とし、隣地境界線に沿って中木又は高木による緑化を行うこと。ただし、住居系用途地域以外の区域内の場合の距離は2メートル以上とし、隣地境界線に沿って中木又は高木による緑化を行うこと。</p> <p>(5) 隣接敷地からの眺望や通りからの見え方に配慮し、事業地内の緑化（生垣、高木等）及び工作物や外構困障の配置、高さ等を工夫し修景を図ること。</p> <p>(6) 屋外広告物は、配置を工夫するとともに自然素材や伝統素材を用いること。</p>
管理運営上の措置	<p>(1) 葬祭場において、花環を設置する場合は、葬祭場の敷地内で、かつ、道路側に面しないよう内側に向けて設置すること。ただし、葬祭場の敷地内に花環を設置する十分な空地がない場合には、花環を設置しないこと。</p> <p>(2) 葬祭場において、通夜、告別式等を行う場合は、葬祭場の敷地内で行うこと。</p> <p>(3) 葬祭場等から発生する音、臭い等については、周辺に影響のないよう配慮すること。</p> <p>(4) 会葬者の自動車による来場は、自粛を求めること。</p>

- (5) 送迎車両を含む全ての車両の乗降は、原則として葬祭場等の敷地内で行なうこと。
- (6) 葬祭場等の周辺に商店等がある場合、会葬その他の行為により営業の妨げにならないよう配慮すること。
- (7) ストレッチャー、棺等による遺体の搬出入作業は、葬祭場等の敷地内で行うこと。ただし、遺体保管所及びエンバーミング施設において、当該作業を行うときは、当該遺体保管所及びエンバーミング施設の建築物内に遺体搬送用自動車又は霊柩車を駐車させて開口部を締め切って行うこと。
- (8) エンバーミング処置により生じる廃棄物は、関係法令に基づき適切な処理を行うこと。
- (9) 葬祭場等の管理を適切に行うとともに、管理運営方法等についての苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すること。
- (10) 葬祭場等の管理運営方法等について近隣住民が協定を望むときは、当事者間で十分協議し合意した内容について、これを締結し遵守すること。

改正案

別表第2 省略  
第1号様式～第57号様式 省略

現行

別表第2 省略  
第1号様式～第57号様式 省略

大磯町まちづくり条例の運用に関する要綱新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～<u>第1条の4</u>）</p> <p>第2章 公聴会（第2条～第5条）</p> <p>第3章 まちづくり審議会（<u>第6条～第7条</u>）</p> <p>第4章 自治及び協働によるまちづくり（第8条～第19条）</p> <p>第5章 秩序あるまちづくり（第20条）</p> <p>第6章 協調によるまちづくり（第21条～第25条）</p> <p>第7章 開発事業の基準（第26条～第29条）</p> <p>第8章 開発事業に係る協議調整（第30条～第33条）</p> <p>第9章 <u>雑則（第34条～第38条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第1条の3 省略</p> <p><u>（葬祭場等）</u></p> <p><u>第1条の4 規則第6条第6号に定める葬祭場等は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>（1） 葬祭場 業として葬儀（骨葬を含む。）を行うことを主たる目的とした集会施設（神社、寺院、教会等を除く。）</u></p> <p><u>（2） 遺体保管所 葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管する施設</u></p> <p><u>（3） エンバーミング施設 葬儀を行う施設を持たず、業として薬剤を使った遺体の保存、修復等の作業を行う施設</u></p> <p>第2章 公聴会</p> <p>第2条～第5条 省略</p> <p>第3章 まちづくり審議会</p> <p>第6条～第7条 省略</p> <p>第4章 自治及び協働によるまちづくり</p> <p>第8条～第19条 省略</p> <p>第5章 秩序あるまちづくり</p> <p>第20条 省略</p> <p>第6章 協調によるまちづくり</p> <p>第21条～第25条 省略</p> <p>第7章 開発事業の基準</p> <p>第26条～第29条 省略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～<u>第1条の3</u>）</p> <p>第2章 公聴会（第2条～第5条）</p> <p>第3章 まちづくり審議会（第7条）</p> <p>第4章 自治及び協働によるまちづくり（第8条～第19条）</p> <p>第5章 秩序あるまちづくり（第20条）</p> <p>第6章 協調によるまちづくり（第21条～第25条）</p> <p>第7章 開発事業の基準（第26条～第29条）</p> <p>第8章 開発事業に係る協議調整（第30条～第33条）</p> <p>第9章 <u>雑則（第34条～第38条）</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第1条の3 省略</p> <p>第2章 公聴会</p> <p>第2条～第5条 省略</p> <p>第3章 まちづくり審議会</p> <p>第6条～第7条 省略</p> <p>第4章 自治及び協働によるまちづくり</p> <p>第8条～第19条 省略</p> <p>第5章 秩序あるまちづくり</p> <p>第20条 省略</p> <p>第6章 協調によるまちづくり</p> <p>第21条～第25条 省略</p> <p>第7章 開発事業の基準</p> <p>第26条～第29条 省略</p>

改正案	現行
<p>第8章 開発事業に係る協議調整 第30条～第33条 省略 第9章 雑則 第34条～第38条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この告示は、公表の日から施行する。</u></p> <p>別表 省略 第1号様式～第11号様式 省略</p>	<p>第8章 開発事業に係る協議調整 第30条～第33条 省略 第9章 雑則 第34条～第38条 省略</p> <p>別表 省略 第1号様式～第11号様式 省略</p>